

(別紙)

「住宅の増改築等の工事又は買取再販住宅の取得を行った場合の所得税額の特別控除制度に係る租税特別措置法施行規則第18条の21第19項及び第20項並びに第19条の11の3第1項から第8項までの規定に基づき国土交通大臣が財務大臣と協議して定める書類並びに既存住宅の耐震改修を行った場合の所得税額の特別控除制度に係る同令第19条の11の2第1項の規定に基づき国土交通大臣が財務大臣と協議して定める書類に係る証明について」(令和6年4月1日付け国住経法第37号・国住生第380号・国住指第435号)

新旧対照表

(傍線を付した部分及び破線で囲んだ部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>住宅の増改築等の工事又は買取再販住宅の取得を行った場合の所得税額の特別控除制度に係る租税特別措置法施行規則第18条の21第19項及び第20項並びに第19条の11の3第1項から第8項までの規定に基づき国土交通大臣が財務大臣と協議して定める書類並びに既存住宅の耐震改修を行った場合の所得税額の特別控除制度に係る同令第19条の11の2第1項の規定に基づき国土交通大臣が財務大臣と協議して定める書類に係る証明について</p> <p>今般、租税特別措置法(昭和32年法律第26号。以下「法」という。)、租税特別措置法施行令(昭和32年政令第43号。以下「令」という。)及び租税特別措置法施行規則(昭和32年大蔵省令第15号。以下「規則」という。)等が改正された。これにより、住宅の増改築等の工事を行った場合の所得税額の特別控除のうち、法第41条の19の3に規定する「既存住宅に係る特定の改修工事をした場合の所得税額の特別控除制度」において、新たに、法第41条第9項に規定する特例対象個人が所有している家屋につき行う子育てに係る特例対象個人の負担を軽減するための増築、改築、修繕又は模様替(以下「子育て対応改修工事」という。)に係る所得税の税額控除制度が創設されたところである。</p> <p>子育て対応改修工事については、令第26条の28の5第34項の規定に基づき令和6年国土交通省告示第305号を、令第26条の28の5第15項の規定に基づき令和6年国土交通省告示第304号を、それぞれ制定したところであり、これらの告示の制定と併せて、令和6年国土交通省告示第306号により昭和63年建設省告示第1274号の一部を改正したところである。</p> <p>また、このほか、法第41条の19の3第2項に規定する「一般断熱改修工事等をした場合の所得税額の特別控除制度」について、平成25年経済産業省・国土交通省告示第5号の一部が改正され、一般断熱改修工事等と併せて行う設備の取替え又は設置に係る工事のうち、エアコンディショナーに係る基準が省エネルギー基準達成率107%(改正前:114%)に改正されたところである。</p> <p>これらを踏まえ、本通知を定めることとしたので、改正後の昭和63年建設省告示第1274号に規定する増改築等の工事に係る証明に関して下記事項に十分留意</p>	<p>住宅の増改築等の工事又は買取再販住宅の取得を行った場合の所得税額の特別控除制度に係る租税特別措置法施行規則第18条の21第18項及び第19項並びに第19条の11の3第1項から第8項までの規定に基づき国土交通大臣が財務大臣と協議して定める書類並びに既存住宅の耐震改修を行った場合の所得税額の特別控除制度に係る同規則第19条の11の2第1項の規定に基づき同条第2項各号に掲げる者の国土交通大臣が財務大臣と協議して定める書類に係る証明について</p> <p>今般、租税特別措置法(昭和32年法律第26号。以下「法」という。)、租税特別措置法施行令(昭和32年政令第43号。以下「令」という。)及び租税特別措置法施行規則(昭和32年大蔵省令第15号。以下「規則」という。)等が改正された。これにより、住宅の増改築等の工事を行った場合の所得税額の特別控除のうち、法第41条の19の3に規定する「既存住宅に係る特定の改修工事をした場合の所得税額の特別控除制度」において、新たに、法第41条第13項に規定する特例対象個人が所有している家屋につき行う子育てに係る特例対象個人の負担を軽減するための増築、改築、修繕又は模様替(以下「子育て対応改修工事」という。)に係る所得税の税額控除制度が創設されたところである。</p> <p>子育て対応改修工事については、令第26条の28の5第27項の規定に基づき令和6年国土交通省告示第305号を、令第26条の28の5第14項の規定に基づき令和6年国土交通省告示第304号を、それぞれ制定したところであり、これらの告示の制定と併せて、令和6年国土交通省告示第306号により昭和63年建設省告示第1274号の一部を改正したところである。</p> <p>また、このほか、法第41条の19の3第2項に規定する「一般断熱改修工事等をした場合の所得税額の特別控除制度」について、平成25年経済産業省・国土交通省告示第5号の一部が改正され、一般断熱改修工事等と併せて行う設備の取替え又は設置に係る工事のうち、エアコンディショナーに係る基準が省エネルギー基準達成率107%(改正前:114%)に改正されたところである。</p> <p>これらを踏まえ、本通知を定めることとしたので、改正後の昭和63年建設省告示第1274号に規定する増改築等の工事に係る証明に関して下記事項に十分留意</p>

するよう配意願いたい（本通知中の法、令及び規則については、令和8年4月1日現在の条文で掲載している。）。また、今般の昭和63年建設省告示第1274号の改正を機に、住宅の増改築等の工事を行った場合の所得税額の特別控除制度に係る標準的な費用額の算定のための簡易計算ツールを作成し、国土交通省ホームページにおいて公開することとしたので、併せて参考にされたい。

なお、住宅の増改築等を行い、令和6年1月1日前に居住の用に供する場合の増改築等工事証明書の証明事務の取扱いについては、「住宅の増改築等の工事又は買取再販住宅の取得を行った場合の所得税額の特別控除制度に係る租税特別措置法施行規則第18条の21第18項及び第19項並びに第19条の11の3第1項から第7項までの規定に基づき国土交通大臣が財務大臣と協議して定める書類並びに既存住宅の耐震改修を行った場合の所得税額の特別控除制度に係る同規則第19条の11の2第1項の規定に基づき同条第2項各号に掲げる者の国土交通大臣が財務大臣と協議して定める書類に係る証明について（令和4年5月20日付け国住政第19号・国住生第75号・国住指第127号。最終改正：令和5年11月1日付け国住経法第8号・国住生第187号・国住指第225号）」を参照されたい。

貴職におかれては、貴団体会員の建築士に対しても本通知を周知願いたい。

なお、本通知の内容については関係省庁とも協議済であるので、念のため申し添える。

記

1. 住宅ローン控除制度の適用対象となる増改築等の工事について

(1) 住宅の増改築等に係る住宅ローン控除制度の適用対象となる工事について
住宅の新築、取得又は増改築等を住宅ローンを利用して行った場合の特別控除制度（以下「住宅ローン控除制度」という。）のうち、住宅の増改築等に係る同制度の適用対象となる増改築等の工事は、国内で行われるもので、次に掲げるもの（当該工事と併せて行う当該家屋と一体となって効用を果たす設備の取替え又は取付けに係る工事を含む。）であることにつき規則で定めるところにより証明がされたものである（当該証明については、24. 以降を参照のこと。）。

① 第1号工事

令第26条第38項第1号に規定する増築、改築、建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第14号に規定する大規模の修繕又は同条第15号に規定する大規模の模様替（以下「住宅ローン控除制度（増改築等）に係る第1号工事」という。）

② 第2号工事

令第26条第38項第2号に規定する一棟の家屋でその構造上区分された数個の部分具有独立して住居その他の用途に供することができるもののうちその

するよう配意願いたい（本通知中の法、令及び規則については、令和6年4月1日現在の条文で掲載している。）。また、今般の昭和63年建設省告示第1274号の改正を機に、住宅の増改築等の工事を行った場合の所得税額の特別控除制度に係る標準的な費用額の算定のための簡易計算ツールを作成し、国土交通省ホームページにおいて公開することとしたので、併せて参考にされたい。

なお、住宅の増改築等を行い、令和6年1月1日前に居住の用に供する場合の増改築等工事証明書の証明事務の取扱いについては、「住宅の増改築等の工事又は買取再販住宅の取得を行った場合の所得税額の特別控除制度に係る租税特別措置法施行規則第18条の21第18項及び第19項並びに第19条の11の3第1項から第7項までの規定に基づき国土交通大臣が財務大臣と協議して定める書類並びに既存住宅の耐震改修を行った場合の所得税額の特別控除制度に係る同規則第19条の11の2第1項の規定に基づき同条第2項各号に掲げる者の国土交通大臣が財務大臣と協議して定める書類に係る証明について（令和4年5月20日付け国住政第19号・国住生第75号・国住指第127号。最終改正：令和5年11月1日付け国住経法第8号・国住生第187号・国住指第225号）」を参照されたい。

貴職におかれては、貴団体会員の建築士に対しても本通知を周知願いたい。

なお、本通知の内容については関係省庁とも協議済であるので、念のため申し添える。

記

1. 住宅ローン控除制度の適用対象となる増改築等の工事について

(1) 住宅の増改築等に係る住宅ローン控除制度の適用対象となる工事について
住宅の新築、取得又は増改築等を住宅ローンを利用して行った場合の特別控除制度（以下「住宅ローン控除制度」という。）のうち、住宅の増改築等に係る同制度の適用対象となる増改築等の工事は、国内で行われるもので、次に掲げるもの（当該工事と併せて行う当該家屋と一体となって効用を果たす設備の取替え又は取付けに係る工事を含む。）であることにつき規則で定めるところにより証明がされたものである（当該証明については、24. 以降を参照のこと。）。

① 第1号工事

令第26条第33項第1号に規定する増築、改築、建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第14号に規定する大規模の修繕又は同条第15号に規定する大規模の模様替（以下「住宅ローン控除制度（増改築等）に係る第1号工事」という。）

② 第2号工事

令第26条第33項第2号に規定する一棟の家屋でその構造上区分された数個の部分具有独立して住居その他の用途に供することができるもののうちその

者が区分所有する部分について行う次に掲げるいずれかの修繕又は模様替（①に掲げる工事に該当するものを除く。以下「住宅ローン控除制度（増改築等）」に係る第2号工事」という。）

- (i) 令第26条第38項第2号イに規定するその区分所有する部分の床（建築基準法第2条第5号に規定する主要構造部（以下「主要構造部」という。）である床及び最下階の床をいう。）の過半について行う修繕又は模様替（以下「床の過半の修繕又は模様替」という。）
- (ii) 令第26条第38項第2号イに規定するその区分所有する部分の主要構造部である階段の過半について行う修繕又は模様替（以下「階段の過半の修繕又は模様替」という。）
- (iii) 令第26条第38項第2号ロに規定するその区分所有する部分の間仕切壁（主要構造部である間仕切壁及び建築物の構造上重要でない間仕切壁をいう。以下同じ。）の室内に面する部分の過半について行う修繕又は模様替（その間仕切壁の一部について位置の変更を伴うものに限る。以下「間仕切の過半の修繕又は模様替」という。）
- (iv) 令第26条第38項第2号ハに規定するその区分所有する部分の主要構造部である壁の室内に面する部分の過半について行う修繕又は模様替（当該修繕又は模様替に係る壁の過半について遮音又は熱の損失の防止のための性能を向上させるものに限る。以下「壁の過半の修繕又は模様替」という。）

③ 第3号工事

令第26条第38項第3号に規定する家屋（②の家屋にあっては、その者が区分所有する部分に限る。）のうち居室、調理室、浴室、便所その他の室で国土交通大臣が財務大臣と協議して定めるものの一室の床又は壁の全部について行う修繕又は模様替（①又は②に掲げる工事に該当するものを除く。以下「住宅ローン控除制度（増改築等）」に係る第3号工事」という。）

④ 第4号工事

令第26条第38項第4号に規定する家屋について行う建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第3章及び第5章の4の規定又は国土交通大臣が財務大臣と協議して定める地震に対する安全性に係る基準に適合させるための修繕又は模様替（①～③に掲げる工事に該当するものを除く。以下「住宅ローン控除制度（増改築等）」に係る第4号工事」という。）

⑤ 第5号工事

令第26条第38項第5号に規定する家屋について行う国土交通大臣が財務大臣と協議して定める高齢者等が自立した日常生活を営むのに必要な構造及び設備の基準に適合させるための修繕又は模様替（①～④に掲げる工事に該当するものを除く。以下「住宅ローン控除制度（増改築等）」に係る第5号工事」という。）

者が区分所有する部分について行う次に掲げるいずれかの修繕又は模様替（①に掲げる工事に該当するものを除く。以下「住宅ローン控除制度（増改築等）」に係る第2号工事」という。）

- (i) 令第26条第33項第2号イに規定するその区分所有する部分の床（建築基準法第2条第5号に規定する主要構造部（以下「主要構造部」という。）である床及び最下階の床をいう。）の過半について行う修繕又は模様替（以下「床の過半の修繕又は模様替」という。）
- (ii) 令第26条第33項第2号イに規定するその区分所有する部分の主要構造部である階段の過半について行う修繕又は模様替（以下「階段の過半の修繕又は模様替」という。）
- (iii) 令第26条第33項第2号ロに規定するその区分所有する部分の間仕切壁（主要構造部である間仕切壁及び建築物の構造上重要でない間仕切壁をいう。以下同じ。）の室内に面する部分の過半について行う修繕又は模様替（その間仕切壁の一部について位置の変更を伴うものに限る。以下「間仕切の過半の修繕又は模様替」という。）
- (iv) 令第26条第33項第2号ハに規定するその区分所有する部分の主要構造部である壁の室内に面する部分の過半について行う修繕又は模様替（当該修繕又は模様替に係る壁の過半について遮音又は熱の損失の防止のための性能を向上させるものに限る。以下「壁の過半の修繕又は模様替」という。）

③ 第3号工事

令第26条第33項第3号に規定する家屋（②の家屋にあっては、その者が区分所有する部分に限る。）のうち居室、調理室、浴室、便所その他の室で国土交通大臣が財務大臣と協議して定めるものの一室の床又は壁の全部について行う修繕又は模様替（①又は②に掲げる工事に該当するものを除く。以下「住宅ローン控除制度（増改築等）」に係る第3号工事」という。）

④ 第4号工事

令第26条第33項第4号に規定する家屋について行う建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第3章及び第5章の4の規定又は国土交通大臣が財務大臣と協議して定める地震に対する安全性に係る基準に適合させるための修繕又は模様替（①～③に掲げる工事に該当するものを除く。以下「住宅ローン控除制度（増改築等）」に係る第4号工事」という。）

⑤ 第5号工事

令第26条第33項第5号に規定する家屋について行う国土交通大臣が財務大臣と協議して定める高齢者等が自立した日常生活を営むのに必要な構造及び設備の基準に適合させるための修繕又は模様替（①～④に掲げる工事に該当するものを除く。以下「住宅ローン控除制度（増改築等）」に係る第5号工事」という。）

⑥ 第6号工事

令第26条第38項第6号に規定する家屋について行う国土交通大臣が財務大臣と協議して定めるエネルギーの使用の合理化に著しく資する修繕若しくは模様替又はエネルギーの使用の合理化に相当程度資する修繕若しくは模様替（①～⑤に掲げる工事に該当するものを除く。以下「住宅ローン控除制度（増改築等）に係る第6号工事」という。）

(2) 買取再販住宅の取得に係る住宅ローン控除制度の適用対象となる宅地建物取引業者が行う工事について

法第41条第1項に規定する買取再販住宅の取得に係る住宅ローン控除制度の適用にあたっては、取得された住宅が宅地建物取引業者法（昭和27年法律第176号）第2条第3号に規定する宅地建物取引業者（以下単に「宅地建物取引業者」という。）により、法第41条第19項に規定する特定増改築等（以下単に「特定増改築等」という。）が行われたものである必要がある。この特定増改築等の工事は、次に掲げるもの（当該工事と併せて行う当該家屋と一体となって効用を果たす設備の取替え又は取付けに係る工事を含む。）であること等につき規則で定めるところにより証明がされたものである（当該証明については、24. 以降を参照のこと。）。

①～⑦ （略）

2. 耐震改修に係る特別控除制度の適用対象となる既存住宅及び工事について

(1) （略）

(2) 耐震改修特別控除制度の適用対象となる工事

耐震改修特別控除制度の適用対象となる住宅耐震改修は、現行の耐震基準に適合させるための住宅耐震改修であることにつき規則で定めるところにより証明がされたものである（当該証明については、24. 以降を参照のこと。）。

なお、住宅耐震改修が3. の高齢者等居住改修工事等、4. の一般断熱改修工事等、5. の多世帯同居改修工事等又は7. の子育て対応改修工事等と同時に実施される場合は、耐震改修特別控除制度は、3. のバリアフリー特定改修工事特別控除制度、4. の省エネ特定改修工事特別控除制度、5. の同居特定改修工事特別控除制度又は7. の子育て対応特定改修工事特別控除制度と併せて適用することが可能であるが、同一の工事をこれら複数の特別控除の対象として取り扱うことは許されない。また、住宅耐震改修が6. の耐久性向上改修工事等と同時に実施される場合は、耐震改修特別控除制度は、6. の耐久性向上特定改修工事特別控除制度と併せて適用することはできないが、当該住宅耐震改修が6. の対象住宅耐震改修に該当する場合にあつては、耐久性向上特定改修工事特別控除制度の控除の対象となる費用の額に、所定の限度額の範囲内で、当該対象住宅耐震改修に係る標準的な費用の額を含めることとされている（対象

⑥ 第6号工事

令第26条第33項第6号に規定する家屋について行う国土交通大臣が財務大臣と協議して定めるエネルギーの使用の合理化に著しく資する修繕若しくは模様替又はエネルギーの使用の合理化に相当程度資する修繕若しくは模様替（①～⑤に掲げる工事に該当するものを除く。以下「住宅ローン控除制度（増改築等）に係る第6号工事」という。）

(2) 買取再販住宅の取得に係る住宅ローン控除制度の適用対象となる宅地建物取引業者が行う工事について

法第41条第1項に規定する買取再販住宅の取得に係る住宅ローン控除制度の適用にあたっては、取得された住宅が宅地建物取引業者法（昭和27年法律第176号）第2条第3号に規定する宅地建物取引業者（以下単に「宅地建物取引業者」という。）により、法第41条第22項に規定する特定増改築等（以下単に「特定増改築等」という。）が行われたものである必要がある。この特定増改築等の工事は、次に掲げるもの（当該工事と併せて行う当該家屋と一体となって効用を果たす設備の取替え又は取付けに係る工事を含む。）であること等につき規則で定めるところにより証明がされたものである（当該証明については、24. 以降を参照のこと。）。

①～⑦ （略）

2. 耐震改修に係る特別控除制度の適用対象となる既存住宅及び工事について

(1) （略）

(2) 耐震改修特別控除制度の適用対象となる工事

耐震改修特別控除制度の適用対象となる住宅耐震改修は、現行の耐震基準に適合させるための住宅耐震改修であることにつき規則で定めるところにより証明がされたものである（当該証明については、24. 以降を参照のこと。）。

なお、住宅耐震改修が3. の高齢者等居住改修工事等、4. の一般断熱改修工事等、5. の多世帯同居改修工事等又は7. の子育て対応改修工事等と同時に実施される場合は、耐震改修特別控除制度は、3. のバリアフリー特定改修工事特別控除制度、4. の省エネ特定改修工事特別控除制度、5. の同居特定改修工事特別控除制度又は7. の子育て対応特定改修工事特別控除制度と併せて適用することが可能であるが、同一の工事をこれら複数の特別控除の対象として取り扱うことは許されない。また、住宅耐震改修が6. の耐久性向上改修工事等と同時に実施される場合は、耐震改修特別控除制度は、6. の耐久性向上特定改修工事特別控除制度と併せて適用することはできないが、当該住宅耐震改修が6. の対象住宅耐震改修に該当する場合にあつては、耐久性向上特定改修工事特別控除制度の控除の対象となる費用の額に、所定の限度額の範囲内で、当該対象住宅耐震改修に係る標準的な費用の額を含めることとされている（対象

住宅耐震改修については、工事費要件、家屋に係る自己所有要件及び面積要件並びに所得要件の有無が住宅耐震改修と異なることに留意する。)。ただし、同一の工事をこれら複数の標準的な費用の額の対象として取り扱うことは許されない。さらに、住宅耐震改修が令第26条の28の5第18項に規定する工事(住宅ローン控除制度(増改築等)に係る第1号工事～第6号工事。以下「その他の工事」という。)と同時に実施される場合は、法第41条の19の3第8項に規定する所得税額の特別控除(以下「その他工事等特別税額控除制度」という。)と併せて適用することが可能であるが、同一の工事をこれら複数の費用の額の対象として取り扱うことは許されない。

3. バリアフリー特定改修工事特別控除制度の適用対象となる工事について

バリアフリー改修工事に係る特定の改修工事をした場合の所得税額の特別控除(以下「バリアフリー特定改修工事特別控除制度」という。)の適用対象となる改修工事は、令第26条の28の5第25項に規定する家屋について行う国土交通大臣が財務大臣と協議して定める高齢者等が自立した日常生活を営むのに必要な構造及び設備の基準に適合させるための増築、改築、修繕又は模様替(以下「高齢者等居住改修工事等」という。)であることにつき規則で定めるところにより証明がされたものである(当該証明については、24.以降を参照のこと。)

なお、高齢者等居住改修工事等が住宅耐震改修、4.の一般断熱改修工事等、5.の多世帯同居改修工事等、6.の耐久性向上改修工事等又は7.の子育て対応改修工事等と同時に実施される場合は、バリアフリー特定改修工事特別控除制度は、耐震改修特別控除制度、4.の省エネ特定改修工事特別控除制度、5.の同居特定改修工事特別控除制度、6.の耐久性向上特定改修工事特別控除制度又は7.の子育て対応特定改修工事特別控除制度と併せて適用することが可能であるが、同一の工事をこれら複数の特別控除の対象として取り扱うことは許されない。また、高齢者等居住改修工事等がその他の工事と同時に実施される場合は、その他工事等特別税額控除制度と併せて適用することが可能であるが、同一の工事をこれら複数の費用の額の対象として取り扱うことは許されない。

4. 省エネ特定改修工事特別控除制度の適用対象となる工事について

省エネ改修工事に係る特定の改修工事をした場合の所得税額の特別控除(以下「省エネ特定改修工事特別控除制度」という。)の適用対象となる改修工事は、以下のとおりである(当該証明については、24.以降を参照のこと。)

① 令第26条の28の5第26項に規定する家屋について行う国土交通大臣が財務大臣と協議して定めるエネルギーの使用の合理化に資する増築、改築、修繕又は模様替(以下「一般断熱改修工事等」という。)であることにつき規

住宅耐震改修については、工事費要件、家屋に係る自己所有要件及び面積要件並びに所得要件の有無が住宅耐震改修と異なることに留意する。)。ただし、同一の工事をこれら複数の標準的な費用の額の対象として取り扱うことは許されない。さらに、住宅耐震改修が令第26条の28の5第17項に規定する工事(住宅ローン控除制度(増改築等)に係る第1号工事～第6号工事。以下「その他の工事」という。)と同時に実施される場合は、法第41条の19の3第8項に規定する所得税額の特別控除(以下「その他工事等特別税額控除制度」という。)と併せて適用することが可能であるが、同一の工事をこれら複数の費用の額の対象として取り扱うことは許されない。

3. バリアフリー特定改修工事特別控除制度の適用対象となる工事について

バリアフリー改修工事に係る特定の改修工事をした場合の所得税額の特別控除(以下「バリアフリー特定改修工事特別控除制度」という。)の適用対象となる改修工事は、令第26条の28の5第18項に規定する家屋について行う国土交通大臣が財務大臣と協議して定める高齢者等が自立した日常生活を営むのに必要な構造及び設備の基準に適合させるための増築、改築、修繕又は模様替(以下「高齢者等居住改修工事等」という。)であることにつき規則で定めるところにより証明がされたものである(当該証明については、24.以降を参照のこと。)

なお、高齢者等居住改修工事等が住宅耐震改修、4.の一般断熱改修工事等、5.の多世帯同居改修工事等、6.の耐久性向上改修工事等又は7.の子育て対応改修工事等と同時に実施される場合は、バリアフリー特定改修工事特別控除制度は、耐震改修特別控除制度、4.の省エネ特定改修工事特別控除制度、5.の同居特定改修工事特別控除制度、6.の耐久性向上特定改修工事特別控除制度又は7.の子育て対応特定改修工事特別控除制度と併せて適用することが可能であるが、同一の工事をこれら複数の特別控除の対象として取り扱うことは許されない。また、高齢者等居住改修工事等がその他の工事と同時に実施される場合は、その他工事等特別税額控除制度と併せて適用することが可能であるが、同一の工事をこれら複数の費用の額の対象として取り扱うことは許されない。

4. 省エネ特定改修工事特別控除制度の適用対象となる工事について

省エネ改修工事に係る特定の改修工事をした場合の所得税額の特別控除(以下「省エネ特定改修工事特別控除制度」という。)の適用対象となる改修工事は、以下のとおりである(当該証明については、24.以降を参照のこと。)

① 令第26条の28の5第19項に規定する家屋について行う国土交通大臣が財務大臣と協議して定めるエネルギーの使用の合理化に資する増築、改築、修繕又は模様替(以下「一般断熱改修工事等」という。)であることにつき規

則で定めるところにより証明がされたものであること。

② 令第26条の28の5第28項に規定する法第41条の19の3第19項第1号に掲げる工事が行われる構造又は設備と一体となって効用を果たすエネルギーの使用の合理化に著しく資する設備として国土交通大臣及び経済産業大臣が財務大臣と協議して指定する設備の取替え又は取付けに係る工事（以下「エネルギー使用合理化設備設置工事」という。）であることにつき規則で定めるところにより証明がされたものであること。

③ 令第26条の28の5第30項に規定する法第41条の19の3第19項第1号に掲げる工事が行われた家屋と一体となって効用を果たす太陽光を電気に変換する設備として経済産業大臣が財務大臣と協議して指定する設備の取替え又は取付けに係る工事（以下「太陽光発電設備設置工事」という。）であることにつき規則で定めるところにより証明がされたものであること。

なお、一般断熱改修工事等が住宅耐震改修、高齢者等居住改修工事等、5.の多世帯同居改修工事等又は7.の子育て対応改修工事等と同時に実施される場合は、省エネ特定改修工事特別控除制度は、耐震改修特別控除制度、バリアフリー特定改修工事特別控除制度、5.の同居特定改修工事特別控除制度又は7.の子育て対応特定改修工事特別控除制度と併せて適用することが可能であるが、同一の工事をこれら複数の特別控除の対象として取り扱うことは許されない。また、一般断熱改修工事等が6.の耐久性向上改修工事等と同時に実施される場合、省エネ特定改修工事特別控除制度は、6.の耐久性向上特定改修工事特別控除制度と併せて適用することはできず、耐久性向上特定改修工事特別控除制度の控除の対象となる標準的な費用の額に、所定の限度額の範囲内で、当該一般断熱改修工事等に係る標準的な費用の額を含めることとされている。ただし、同一の工事をこれら複数の標準的な費用の額の対象として取り扱うことは許されない。さらに、一般断熱改修工事等がその他の工事と同時に実施される場合は、その他工事等特別税額控除制度と併せて適用することが可能であるが、同一の工事をこれら複数の費用の額の対象として取り扱うことは許されない。

5. 同居特定改修工事特別控除制度の適用対象となる工事について

同居改修工事に係る特定の改修工事をした場合の所得税額の特別控除（以下「同居特定改修工事特別控除制度」という。）の適用対象となる改修工事は、令第26条の28の5第32項に規定する家屋について行う他の世帯との同居をするのに必要な設備の数を増加させるための増築、改築、修繕又は模様替（以下「多世帯同居改修工事等」という。）であることにつき規則で定めるところにより証明がされたものである（当該証明については、24.以降を参照のこと。）。

なお、多世帯同居改修工事等が住宅耐震改修、高齢者等居住改修工事等、一

則で定めるところにより証明がされたものであること。

② 令第26条の28の5第21項に規定する法第41条の19の3第11項第1号に掲げる工事が行われる構造又は設備と一体となって効用を果たすエネルギーの使用の合理化に著しく資する設備として国土交通大臣及び経済産業大臣が財務大臣と協議して指定する設備の取替え又は取付けに係る工事（以下「エネルギー使用合理化設備設置工事」という。）であることにつき規則で定めるところにより証明がされたものであること。

③ 令第26条の28の5第23項に規定する法第41条の19の3第11項第1号に掲げる工事が行われた家屋と一体となって効用を果たす太陽光を電気に変換する設備として経済産業大臣が財務大臣と協議して指定する設備の取替え又は取付けに係る工事（以下「太陽光発電設備設置工事」という。）であることにつき規則で定めるところにより証明がされたものであること。

なお、一般断熱改修工事等が住宅耐震改修、高齢者等居住改修工事等、5.の多世帯同居改修工事等又は7.の子育て対応改修工事等と同時に実施される場合は、省エネ特定改修工事特別控除制度は、耐震改修特別控除制度、バリアフリー特定改修工事特別控除制度、5.の同居特定改修工事特別控除制度又は7.の子育て対応特定改修工事特別控除制度と併せて適用することが可能であるが、同一の工事をこれら複数の特別控除の対象として取り扱うことは許されない。また、一般断熱改修工事等が6.の耐久性向上改修工事等と同時に実施される場合、省エネ特定改修工事特別控除制度は、6.の耐久性向上特定改修工事特別控除制度と併せて適用することはできず、耐久性向上特定改修工事特別控除制度の控除の対象となる標準的な費用の額に、所定の限度額の範囲内で、当該一般断熱改修工事等に係る標準的な費用の額を含めることとされている。ただし、同一の工事をこれら複数の標準的な費用の額の対象として取り扱うことは許されない。さらに、一般断熱改修工事等がその他の工事と同時に実施される場合は、その他工事等特別税額控除制度と併せて適用することが可能であるが、同一の工事をこれら複数の費用の額の対象として取り扱うことは許されない。

5. 同居特定改修工事特別控除制度の適用対象となる工事について

同居改修工事に係る特定の改修工事をした場合の所得税額の特別控除（以下「同居特定改修工事特別控除制度」という。）の適用対象となる改修工事は、令第26条の28の5第25項に規定する家屋について行う他の世帯との同居をするのに必要な設備の数を増加させるための増築、改築、修繕又は模様替（以下「多世帯同居改修工事等」という。）であることにつき規則で定めるところにより証明がされたものである（当該証明については、24.以降を参照のこと。）。

なお、多世帯同居改修工事等が住宅耐震改修、高齢者等居住改修工事等、一

般断熱改修工事等、6.の耐久性向上改修工事等又は7.の子育て対応改修工事等と同時に実施される場合は、同居特定改修工事特別控除制度は、耐震改修特別控除制度、バリアフリー特定改修工事特別控除制度、省エネ特定改修工事特別控除制度、6.の耐久性向上特定改修工事特別控除制度又は7.の子育て対応特定改修工事特別控除制度と併せて適用することが可能であるが、同一の工事をこれら複数の特別控除の対象として取り扱うことは許されない。また、多世帯同居改修工事等がその他の工事と同時に実施される場合は、その他工事等特別税額控除制度と併せて適用することが可能であるが、同一の工事をこれら複数の費用の額の対象として取り扱うことは許されない。

6. 耐久性向上特定改修工事特別控除制度の適用対象となる工事について

耐久性向上改修工事に係る特定の改修工事をした場合の所得税額の特別控除（以下「耐久性向上特定改修工事特別控除制度」という。）の適用対象となる改修工事は、令第26条の28の5第33項に規定する家屋について行う構造の腐食、腐朽及び摩損を防止し、又は維持保全を容易にするための増築、改築、修繕又は模様替（以下「耐久性向上改修工事等」という。）であることにつき規則で定めるところにより証明がされたものである（当該証明については、24.以降を参照のこと。）。

また、耐久性向上改修工事等に該当するためには、当該増築、改築、修繕又は模様替が、①（i）対象住宅耐震改修（法第41条の19の3第4項に規定する「対象住宅耐震改修」をいう。以下同じ。）、（ii）対象一般断熱改修工事等（法第41条の19の3第2項に規定する「対象一般断熱改修工事等」をいう。以下同じ。）、又は（iii）対象住宅耐震改修及び対象一般断熱改修工事等と併せて行われること、及び②認定長期優良住宅建築等計画（長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）第9条第1項に規定する認定長期優良住宅建築等計画をいう。以下同じ。）に基づくものであることの要件を全て満たす必要がある。ここで、対象住宅耐震改修については、工事費要件、家屋に係る自己所有要件及び面積要件並びに所得要件の有無が住宅耐震改修と異なることに留意する。

なお、上記①（i）～（iii）の要件との関係上、耐久性向上改修工事等は対象住宅耐震改修又は対象一般断熱改修工事等と必ず併せて行われることとなるが、耐久性向上特定改修工事特別控除制度は耐震改修特別控除制度又は省エネ特定改修工事特別控除制度と併せて適用することはできず、耐久性向上特定改修工事特別控除制度の控除の対象となる標準的な費用の額に、所定の限度額の範囲内で、当該対象住宅耐震改修又は当該対象一般断熱改修工事等に係る標準的な費用の額を含めることとされている。ただし、同一の工事をこれら複数の標準的な費用の額の対象として取り扱うことは許されない。また、耐久性向上

般断熱改修工事等、6.の耐久性向上改修工事等又は7.の子育て対応改修工事等と同時に実施される場合は、同居特定改修工事特別控除制度は、耐震改修特別控除制度、バリアフリー特定改修工事特別控除制度、省エネ特定改修工事特別控除制度、6.の耐久性向上特定改修工事特別控除制度又は7.の子育て対応特定改修工事特別控除制度と併せて適用することが可能であるが、同一の工事をこれら複数の特別控除の対象として取り扱うことは許されない。また、多世帯同居改修工事等がその他の工事と同時に実施される場合は、その他工事等特別税額控除制度と併せて適用することが可能であるが、同一の工事をこれら複数の費用の額の対象として取り扱うことは許されない。

6. 耐久性向上特定改修工事特別控除制度の適用対象となる工事について

耐久性向上改修工事に係る特定の改修工事をした場合の所得税額の特別控除（以下「耐久性向上特定改修工事特別控除制度」という。）の適用対象となる改修工事は、令第26条の28の5第26項に規定する家屋について行う構造の腐食、腐朽及び摩損を防止し、又は維持保全を容易にするための増築、改築、修繕又は模様替（以下「耐久性向上改修工事等」という。）であることにつき規則で定めるところにより証明がされたものである（当該証明については、24.以降を参照のこと。）。

また、耐久性向上改修工事等に該当するためには、当該増築、改築、修繕又は模様替が、①（i）対象住宅耐震改修（法第41条の19の3第4項に規定する「対象住宅耐震改修」をいう。以下同じ。）、（ii）対象一般断熱改修工事等（法第41条の19の3第2項に規定する「対象一般断熱改修工事等」をいう。以下同じ。）、又は（iii）対象住宅耐震改修及び対象一般断熱改修工事等と併せて行われること、及び②認定長期優良住宅建築等計画（長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）第9条第1項に規定する認定長期優良住宅建築等計画をいう。以下同じ。）に基づくものであることの要件を全て満たす必要がある。ここで、対象住宅耐震改修については、工事費要件、家屋に係る自己所有要件及び面積要件並びに所得要件の有無が住宅耐震改修と異なることに留意する。

なお、上記①（i）～（iii）の要件との関係上、耐久性向上改修工事等は対象住宅耐震改修又は対象一般断熱改修工事等と必ず併せて行われることとなるが、耐久性向上特定改修工事特別控除制度は耐震改修特別控除制度又は省エネ特定改修工事特別控除制度と併せて適用することはできず、耐久性向上特定改修工事特別控除制度の控除の対象となる標準的な費用の額に、所定の限度額の範囲内で、当該対象住宅耐震改修又は当該対象一般断熱改修工事等に係る標準的な費用の額を含めることとされている。ただし、同一の工事をこれら複数の標準的な費用の額の対象として取り扱うことは許されない。また、耐久性向上

改修工事等が高齢者等居住改修工事等、多世帯同居改修工事等又は7. の子育て対応改修工事等と同時に実施される場合は、耐久性向上特定改修工事特別控除制度はバリアフリー特定改修工事特別控除制度、同居特定改修工事特別控除制度又は7. の子育て対応特定改修工事特別控除制度と併せて適用することが可能であるが、同一の工事をこれら複数の特別控除の対象として取り扱うことは許されない。さらに、耐久性向上改修工事等がその他の工事と同時に実施される場合は、その他工事等特別税額控除制度と併せて適用することが可能であるが、同一の工事をこれら複数の費用の額の対象として取り扱うことは許されない。

7. 子育て対応特定改修工事特別控除制度の適用対象となる工事について

子育て対応改修工事に係る特定の改修工事をした場合の所得税額の特別控除（以下「子育て対応特定改修工事特別控除制度」という。）の適用対象となる改修工事は、令第26条の28の5第34項に規定する家屋について行う子育てに係る特例対象個人の負担の軽減を図るための増築、改築、修繕又は模様替（以下「子育て対応改修工事等」という。）であることにつき規則で定めるところにより証明がされたものである（当該証明については、24. 以降を参照のこと。）。

なお、子育て対応改修工事等が住宅耐震改修、高齢者等居住改修工事等、一般断熱改修工事等、多世代同居改修工事等又は耐久性向上改修工事等と同時に実施される場合は、子育て対応特定改修工事特別控除制度は、耐震改修特別控除制度、バリアフリー特定改修工事特別控除制度、省エネ特定改修工事特別控除制度、同居特定改修工事特別控除制度又は耐久性向上特定改修工事特別控除制度と併せて適用することが可能であるが、同一の工事をこれら複数の特別控除の対象として取り扱うことは許されない。また、子育て対応改修工事等がその他の工事と同時に実施される場合は、その他工事等特別税額控除制度と併せて適用することが可能であるが、同一の工事をこれら複数の費用の額の対象として取り扱うことは許されない。

8. ～18. （略）

19. 耐震改修特別控除制度、バリアフリー特定改修工事特別控除制度、省エネ特定改修工事特別控除制度、同居特定改修工事特別控除制度、耐久性向上特定改修工事特別控除制度、子育て対応特定改修工事特別控除制度及びその他工事等特別税額控除制度における標準的な費用の額の算定について

耐震改修特別控除制度における控除額は、住宅耐震改修の標準的な費用の額（補助金等の交付を受ける場合には補助金等の額を控除した額（250万円を上限とする。））の10%に相当する金額とされている。

改修工事等が高齢者等居住改修工事等、多世帯同居改修工事等又は7. の子育て対応改修工事等と同時に実施される場合は、耐久性向上特定改修工事特別控除制度はバリアフリー特定改修工事特別控除制度、同居特定改修工事特別控除制度又は7. の子育て対応特定改修工事特別控除制度と併せて適用することが可能であるが、同一の工事をこれら複数の特別控除の対象として取り扱うことは許されない。さらに、耐久性向上改修工事等がその他の工事と同時に実施される場合は、その他工事等特別税額控除制度と併せて適用することが可能であるが、同一の工事をこれら複数の費用の額の対象として取り扱うことは許されない。

7. 子育て対応特定改修工事特別控除制度の適用対象となる工事について

子育て対応改修工事に係る特定の改修工事をした場合の所得税額の特別控除（以下「子育て対応特定改修工事特別控除制度」という。）の適用対象となる改修工事は、令第26条の28の5第27項に規定する家屋について行う子育てに係る特例対象個人の負担の軽減を図るための増築、改築、修繕又は模様替（以下「子育て対応改修工事等」という。）であることにつき規則で定めるところにより証明がされたものである（当該証明については、24. 以降を参照のこと。）。

なお、子育て対応改修工事等が住宅耐震改修、高齢者等居住改修工事等、一般断熱改修工事等、多世代同居改修工事等又は耐久性向上改修工事等と同時に実施される場合は、子育て対応特定改修工事特別控除制度は、耐震改修特別控除制度、バリアフリー特定改修工事特別控除制度、省エネ特定改修工事特別控除制度、同居特定改修工事特別控除制度又は耐久性向上特定改修工事特別控除制度と併せて適用することが可能であるが、同一の工事をこれら複数の特別控除の対象として取り扱うことは許されない。また、子育て対応改修工事等がその他の工事と同時に実施される場合は、その他工事等特別税額控除制度と併せて適用することが可能であるが、同一の工事をこれら複数の費用の額の対象として取り扱うことは許されない。

8. ～18. （略）

19. 耐震改修特別控除制度、バリアフリー特定改修工事特別控除制度、省エネ特定改修工事特別控除制度、同居特定改修工事特別控除制度、耐久性向上特定改修工事特別控除制度、子育て対応特定改修工事特別控除制度及びその他工事等特別税額控除制度における標準的な費用の額の算定について

耐震改修特別控除制度における控除額は、住宅耐震改修の標準的な費用の額（補助金等の交付を受ける場合には補助金等の額を控除した額（250万円を上限とする。））の10%に相当する金額とされている。

バリアフリー特定改修工事特別控除制度における控除額は、高齢者等居住改修工事等の標準的な費用の額（補助金等の交付を受ける場合には23.（1）と同様に補助金等の額を控除した額（200万円を上限とする。））の10%に相当する金額とされている。

省エネ特定改修工事特別控除制度における控除額は、一般断熱改修工事等の標準的な費用の額（補助金等の交付を受けるときは23.（2）と同様に補助金等の額を控除した額（250万円（併せて太陽光発電設備を設置する場合は350万円）を上限とする。））の10%に相当する金額とされている。

同居特定改修工事特別控除制度における控除額は、多世帯同居改修工事等の標準的な費用の額（補助金等の交付を受ける場合には、23.（3）と同様に補助金等の額を控除した額（250万円を上限とする。））の10%に相当する金額とされている。

耐久性向上特定改修工事特別控除制度における控除額は、対象住宅耐震改修、対象一般断熱改修工事等及び耐久性向上改修工事等のそれぞれの標準的な費用の額の合計額（補助金等の交付を受けるときには23.（4）と同様に補助金等の額を控除した額（対象住宅耐震改修又は対象一般断熱改修工事等のいずれかと併せて耐久性向上改修工事等を行う場合は250万円（当該対象一般断熱改修工事等において太陽光発電設備を設置する場合は350万円）、対象住宅耐震改修及び対象一般断熱改修工事等の両方と併せて耐久性向上改修工事等を行う場合は500万円（当該対象一般断熱改修工事等において太陽光発電設備を設置する場合は600万円）を上限とする。））の10%に相当する金額とされている。

子育て対応特定改修工事特別控除制度における控除額は、子育て対応改修工事等の標準的な費用の額（補助金等の交付を受ける場合には、23.（5）と同様に補助金等の額を控除した額（250万円を上限とする。））の10%に相当する金額とされている。

ここで、これらの上限については、それぞれの標準的な費用の額の「合計額」に対して判断することに留意する。例えば、対象住宅耐震改修及び対象一般断熱改修工事等の両方と併せて耐久性向上改修工事等を行った場合に、対象住宅耐震改修の標準的な費用の額が100万円、対象一般断熱改修工事等の標準的な費用の額が300万円、耐久性向上改修工事等の標準的な費用の額が50万円であれば、対象一般断熱改修工事等の標準的な費用の額が250万円を超えている（省エネ特定改修工事特別控除制度においては250万円が上限）が、これら標準的な費用の額の合計額は450万円であり、10%控除の対象上限の500万円以内に収まっているため、この450万円が10%控除の対象額となる。

なお、住宅耐震改修、多世帯同居改修工事等及び子育て対応改修工事等の標準的な費用の額のうち250万円を超える額、高齢者等居住改修工事等の標準的な費用の額のうち200万円を超える額、一般断熱改修工事等及び対象住宅耐震

バリアフリー特定改修工事特別控除制度における控除額は、高齢者等居住改修工事等の標準的な費用の額（補助金等の交付を受ける場合には23.（1）と同様に補助金等の額を控除した額（200万円を上限とする。））の10%に相当する金額とされている。

省エネ特定改修工事特別控除制度における控除額は、一般断熱改修工事等の標準的な費用の額（補助金等の交付を受けるときは23.（2）と同様に補助金等の額を控除した額（250万円（併せて太陽光発電設備を設置する場合は350万円）を上限とする。））の10%に相当する金額とされている。

同居特定改修工事特別控除制度における控除額は、多世帯同居改修工事等の標準的な費用の額（補助金等の交付を受ける場合には、23.（3）と同様に補助金等の額を控除した額（250万円を上限とする。））の10%に相当する金額とされている。

耐久性向上特定改修工事特別控除制度における控除額は、対象住宅耐震改修、対象一般断熱改修工事等及び耐久性向上改修工事等のそれぞれの標準的な費用の額の合計額（補助金等の交付を受けるときには23.（4）と同様に補助金等の額を控除した額（対象住宅耐震改修又は対象一般断熱改修工事等のいずれかと併せて耐久性向上改修工事等を行う場合は250万円（当該対象一般断熱改修工事等において太陽光発電設備を設置する場合は350万円）、対象住宅耐震改修及び対象一般断熱改修工事等の両方と併せて耐久性向上改修工事等を行う場合は500万円（当該対象一般断熱改修工事等において太陽光発電設備を設置する場合は600万円）を上限とする。））の10%に相当する金額とされている。

子育て対応特定改修工事特別控除制度における控除額は、子育て対応改修工事等の標準的な費用の額（補助金等の交付を受ける場合には、23.（5）と同様に補助金等の額を控除した額（250万円を上限とする。））の10%に相当する金額とされている。

ここで、これらの上限については、それぞれの標準的な費用の額の「合計額」に対して判断することに留意する。例えば、対象住宅耐震改修及び対象一般断熱改修工事等の両方と併せて耐久性向上改修工事等を行った場合に、対象住宅耐震改修の標準的な費用の額が100万円、対象一般断熱改修工事等の標準的な費用の額が300万円、耐久性向上改修工事等の標準的な費用の額が50万円であれば、対象一般断熱改修工事等の標準的な費用の額が250万円を超えている（省エネ特定改修工事特別控除制度においては250万円が上限）が、これら標準的な費用の額の合計額は450万円であり、10%控除の対象上限の500万円以内に収まっているため、この450万円が10%控除の対象額となる。

なお、住宅耐震改修、多世帯同居改修工事等及び子育て対応改修工事等の標準的な費用の額のうち250万円を超える額、高齢者等居住改修工事等の標準的な費用の額のうち200万円を超える額、一般断熱改修工事等及び対象住宅耐震

改修若しくは対象一般断熱改修工事等のいずれかと併せて行われる耐久性向上改修工事等の標準的な費用の額のうち 250 万円（併せて太陽光発電設備を設置する場合は 350 万円）を超える額並びに対象住宅耐震改修及び対象一般断熱改修工事等の両方と併せて行われる耐久性向上改修工事等については標準的な費用の額のうち 500 万円（併せて太陽光発電設備を設置する場合は 600 万円）を超える額（いずれも補助金等の交付を受ける場合には補助金等の額を控除した後の額）については、その 5%に相当する金額をその他工事等特別税額控除制度の控除額として控除することができる。

上記の（1）住宅耐震改修及び対象住宅耐震改修、（2）高齢者等居住改修工事等、（3）一般断熱改修工事等及び対象一般断熱改修工事等、（4）多世帯同居改修工事等、（5）耐久性向上改修工事等並びに（6）子育て対応改修工事等の標準的な費用の額の算定については以下のとおり。

（1）住宅耐震改修及び対象住宅耐震改修の標準的な費用の額

平成 21 年国土交通省告示第 383 号に基づき、以下の表の左欄の住宅耐震改修の内容の区分に応じ、それぞれ同表の中欄の額に右欄の数値を乗じて得た金額とする。

なお、複数の工事を行う場合は、それぞれに算定した工事ごとの金額の合計額が当該標準的な費用の額となる。

マンション及び共有住宅については、全体工事費用のうち申請者が負担した費用の額を確認されたい。例えば、マンションにおいて住宅耐震改修の費用を修繕積立金から支出した場合には、区分所有者ごとの修繕積立金の拠出割合に応じて各区分所有者が負担したことになるので留意する。この場合における標準額の算出については、上記の方法により算出した合計額に全体工事費用のうち申請者が負担した割合を乗じた額が、その者の標準額となる。

※ 令和 8 年国土交通省告示第 485 号による改正により、令和 9 年 1 月 1 日以後に住宅耐震改修をした場合は、下表の中欄の金額、令和 8 年 12 月 31 日までに住宅耐震改修をした場合は、改正前の金額（同欄の括弧内の額）により算出する。

木造の住宅（以下「木造住宅」という。）の基礎に係る耐震改修	<u>10,400 円</u> (15,400 円)	当該家屋の建築面積（単位㎡）
木造住宅の壁に係る耐震改修	<u>11,700 円</u> (22,500 円)	当該家屋の床面積（単位㎡）

改修若しくは対象一般断熱改修工事等のいずれかと併せて行われる耐久性向上改修工事等の標準的な費用の額のうち 250 万円（併せて太陽光発電設備を設置する場合は 350 万円）を超える額並びに対象住宅耐震改修及び対象一般断熱改修工事等の両方と併せて行われる耐久性向上改修工事等については標準的な費用の額のうち 500 万円（併せて太陽光発電設備を設置する場合は 600 万円）を超える額（いずれも補助金等の交付を受ける場合には補助金等の額を控除した後の額）については、その 5%に相当する金額をその他工事等特別税額控除制度の控除額として控除することができる。

上記の（1）住宅耐震改修及び対象住宅耐震改修、（2）高齢者等居住改修工事等、（3）一般断熱改修工事等及び対象一般断熱改修工事等、（4）多世帯同居改修工事等、（5）耐久性向上改修工事等並びに（6）子育て対応改修工事等の標準的な費用の額の算定については以下のとおり。

（1）住宅耐震改修及び対象住宅耐震改修の標準的な費用の額

平成 21 年国土交通省告示第 383 号に基づき、以下の表の左欄の住宅耐震改修の内容の区分に応じ、それぞれ同表の中欄の額に右欄の数値を乗じて得た金額とする。

なお、複数の工事を行う場合は、それぞれに算定した工事ごとの金額の合計額が当該標準的な費用の額となる。

マンション及び共有住宅については、全体工事費用のうち申請者が負担した費用の額を確認されたい。例えば、マンションにおいて住宅耐震改修の費用を修繕積立金から支出した場合には、区分所有者ごとの修繕積立金の拠出割合に応じて各区分所有者が負担したことになるので留意する。この場合における標準額の算出については、上記の方法により算出した合計額に全体工事費用のうち申請者が負担した割合を乗じた額が、その者の標準額となる。

木造の住宅（以下「木造住宅」という。）の基礎に係る耐震改修	<u>15,400 円</u>	当該家屋の建築面積（単位㎡）
木造住宅の壁に係る耐震改修	<u>22,500 円</u>	当該家屋の床面積（単位㎡）

木造住宅の屋根に係る耐震改修	<u>21,600 円</u> (19,300 円)	当該耐震改修の施工面積 (単位㎡)	木造住宅の屋根に係る耐震改修	<u>19,300 円</u>	当該耐震改修の施工面積 (単位㎡)
木造住宅の基礎、壁又は屋根に係るもの以外の耐震改修	<u>14,700 円</u> (33,000 円)	当該家屋の床面積 (単位㎡)	木造住宅の基礎、壁又は屋根に係るもの以外の耐震改修	<u>33,000 円</u>	当該家屋の床面積 (単位㎡)
木造住宅以外の住宅の壁に係る耐震改修	<u>6,000 円</u> (75,500 円)	当該家屋の床面積 (単位㎡)	木造住宅以外の住宅の壁に係る耐震改修	<u>75,500 円</u>	当該家屋の床面積 (単位㎡)
木造住宅以外の住宅の柱に係る耐震改修のうち、鉄板その他の補強材を柱に巻き付けるもの (以下「柱巻補強工事」という。)	1,434,500 円	当該耐震改修の箇所数	木造住宅以外の住宅の柱に係る耐震改修のうち、鉄板その他の補強材を柱に巻き付けるもの (以下「柱巻補強工事」という。)	1,434,500 円	当該耐震改修の箇所数
木造住宅以外の住宅の柱に係る耐震改修のうち、柱巻補強工事以外のもの	33,100 円	当該耐震改修の箇所数	木造住宅以外の住宅の柱に係る耐震改修のうち、柱巻補強工事以外のもの	33,100 円	当該耐震改修の箇所数
木造住宅以外の住宅の免震工事	591,500 円	当該耐震改修の箇所数	木造住宅以外の住宅の免震工事	591,500 円	当該耐震改修の箇所数
木造住宅以外の住宅の壁若しくは柱に係るもの又は免震工事以外の耐震改修	20,700 円	当該家屋の床面積 (単位㎡)	木造住宅以外の住宅の壁若しくは柱に係るもの又は免震工事以外の耐震改修	20,700 円	当該家屋の床面積 (単位㎡)

(2) 高齢者等居住改修工事等の標準的な費用の額

平成 21 年国土交通省告示第 384 号に基づき、以下の表の左欄の高齢者等居住改修工事等の内容の区分に応じ、それぞれ同表の中欄の額に、右欄の数値を乗じて得た金額 (当該工事を行った部分に自己居住用以外の用に供する部分がある場合には、各工事ごとに算出した金額に自己居住の用に供する部分に係る当該工事に要した費用の額の占める割合を乗じて計算した金額) とする。

なお、複数の工事を行う場合は、それぞれに算定した工事ごとの金額の合計額が当該標準的な費用の額となる。

(2) 高齢者等居住改修工事等の標準的な費用の額

平成 21 年国土交通省告示第 384 号に基づき、以下の表の左欄の高齢者等居住改修工事等の内容の区分に応じ、それぞれ同表の中欄の額に、右欄の数値を乗じて得た金額 (当該工事を行った部分に自己居住用以外の用に供する部分がある場合には、各工事ごとに算出した金額に自己居住の用に供する部分に係る当該工事に要した費用の額の占める割合を乗じて計算した金額) とする。

なお、複数の工事を行う場合は、それぞれに算定した工事ごとの金額の合計額が当該標準的な費用の額となる。

※ 令和8年国土交通省告示第487号による改正により、令和9年1月1日以後に居住の用に供した場合は、下表の中欄の金額、令和8年12月31日までに居住の用に供した場合は、改正前の金額（同欄の括弧内の額）により算出する。

平成19年告示第1号に掲げる工事のうち、通路の幅を拡張するもの	<u>79,700円</u> (166,100円)	当該工事の施工面積（単位㎡）
平成19年告示第1号に掲げる工事のうち、出入口の幅を拡張するもの	<u>196,600円</u> (189,200円)	当該工事の箇所数
平成19年告示第2号に掲げる工事	<u>385,800円</u> (585,000円)	当該工事の箇所数
平成19年告示第3号イに掲げる工事	<u>441,500円</u> (471,700円)	当該工事の施工面積（単位㎡）
平成19年告示第3号ロに掲げる工事	<u>692,200円</u> (529,100円)	当該工事の箇所数
平成19年告示第3号ハに掲げる工事	<u>45,100円</u> (27,700円)	当該工事の箇所数
平成19年告示第3号ニに掲げる工事	<u>81,500円</u> (56,900円)	当該工事の箇所数
平成19年告示第4号イに掲げる工事	<u>215,200円</u> (260,600円)	当該工事の施工面積（単位㎡）
平成19年告示第4号ロに掲げる工事	<u>290,500円</u> (359,700円)	当該工事の箇所数
平成19年告示第4号ハに掲げる工事	<u>330,000円</u> (298,900円)	当該工事の箇所数
平成19年告示第5号に掲げる工事のうち、長さが	<u>20,200円</u> (19,600円)	当該手すりの長さ（単位m）

平成19年告示第1号に掲げる工事のうち、通路の幅を拡張するもの	<u>166,100円</u>	当該工事の施工面積（単位㎡）
平成19年告示第1号に掲げる工事のうち、出入口の幅を拡張するもの	<u>189,200円</u>	当該工事の箇所数
平成19年告示第2号に掲げる工事	<u>585,000円</u>	当該工事の箇所数
平成19年告示第3号イに掲げる工事	<u>471,700円</u>	当該工事の施工面積（単位㎡）
平成19年告示第3号ロに掲げる工事	<u>529,100円</u>	当該工事の箇所数
平成19年告示第3号ハに掲げる工事	<u>27,700円</u>	当該工事の箇所数
平成19年告示第3号ニに掲げる工事	<u>56,900円</u>	当該工事の箇所数
平成19年告示第4号イに掲げる工事	<u>260,600円</u>	当該工事の施工面積（単位㎡）
平成19年告示第4号ロに掲げる工事	<u>359,700円</u>	当該工事の箇所数
平成19年告示第4号ハに掲げる工事	<u>298,900円</u>	当該工事の箇所数
平成19年告示第5号に掲げる工事のうち、長さが	<u>19,600円</u>	当該手すりの長さ（単位m）

150cm 以上の手すりを取り付けるもの			150cm 以上の手すりを取り付けるもの		
平成 19 年告示第 5 号に掲げる工事のうち、長さが 150cm 未満の手すりを取り付けるもの	<u>31,300 円</u> (32,800 円)	当該工事の箇所数	平成 19 年告示第 5 号に掲げる工事のうち、長さが 150cm 未満の手すりを取り付けるもの	<u>32,800 円</u>	当該工事の箇所数
平成 19 年告示第 6 号に掲げる工事のうち、玄関、勝手口その他屋外に面する開口の出入口及び上がりかまちの段差を解消するもの並びに段差を小さくするもの(以下「玄関等段差解消等工事」という。)	<u>55,800 円</u> (43,900 円)	当該工事の箇所数	平成 19 年告示第 6 号に掲げる工事のうち、玄関、勝手口その他屋外に面する開口の出入口及び上がりかまちの段差を解消するもの並びに段差を小さくするもの(以下「玄関等段差解消等工事」という。)	<u>43,900 円</u>	当該工事の箇所数
平成 19 年告示第 6 号に掲げる工事のうち、浴室の出入口の段差を解消するもの及び段差を小さくするもの(以下「浴室段差解消等工事」という。)	<u>173,100 円</u> (96,000 円)	当該工事の施工面積(単位 m ²)	平成 19 年告示第 6 号に掲げる工事のうち、浴室の出入口の段差を解消するもの及び段差を小さくするもの(以下「浴室段差解消等工事」という。)	<u>96,000 円</u>	当該工事の施工面積(単位 m ²)
平成 19 年告示第 6 号に掲げる工事のうち、玄関等段差解消等工事及び浴室段差解消等工事以外のもの	<u>37,600 円</u> (35,100 円)	当該工事の施工面積(単位 m ²)	平成 19 年告示第 6 号に掲げる工事のうち、玄関等段差解消等工事及び浴室段差解消等工事以外のもの	<u>35,100 円</u>	当該工事の施工面積(単位 m ²)
平成 19 年告示第 7 号イに掲げる工事	<u>114,400 円</u> (149,700 円)	当該工事の箇所数	平成 19 年告示第 7 号イに掲げる工事	<u>149,700 円</u>	当該工事の箇所数
平成 19 年告示第 7 号ロに掲げる工事	<u>37,600 円</u> (13,800 円)	当該工事の箇所数	平成 19 年告示第 7 号ロに掲げる工事	<u>13,800 円</u>	当該工事の箇所数
平成 19 年告示第 7 号ハに掲げる工事のうち、戸に開閉のための動力装置を設置するもの(以下「動力設置工事」という。)	447,500 円	当該工事の箇所数	平成 19 年告示第 7 号ハに掲げる工事のうち、戸に開閉のための動力装置を設置するもの(以下「動力設置工事」という。)	447,500 円	当該工事の箇所数

平成19年告示第7号ハに掲げる工事のうち、戸を吊戸方式に変更するもの（以下「吊戸工事」という。）	<u>138,600円</u> (134,600円)	当該工事の箇所数
平成19年告示第7号ハに掲げる工事のうち、戸に戸車を設置する工事その他の動力設置工事及び吊戸工事以外のもの	<u>49,100円</u> (26,400円)	当該工事の箇所数
平成19年告示第8号に掲げる工事	<u>36,500円</u> (19,800円)	当該工事の施工面積（単位㎡）

平成19年告示第7号ハに掲げる工事のうち、戸を吊戸方式に変更するもの（以下「吊戸工事」という。）	<u>134,600円</u>	当該工事の箇所数
平成19年告示第7号ハに掲げる工事のうち、戸に戸車を設置する工事その他の動力設置工事及び吊戸工事以外のもの	<u>26,400円</u>	当該工事の箇所数
平成19年告示第8号に掲げる工事	<u>19,800円</u>	当該工事の施工面積（単位㎡）

(3) 一般断熱改修工事等及び対象一般断熱改修工事等の標準的な費用の額
平成21年経済産業省・国土交通省告示第4号に基づき、以下のように定められている。

① 一般断熱改修工事等

※ 令和8年経済産業省・国土交通省告示第4号による改正により、一般断熱改修工事等の標準的な工事費用相当額の算出方法が変更されたことから、令和9年1月1日以後に居住の用に供した場合は表19-3-1に、令和8年12月31日までに居住の用に供した場合は表19-3-2により算出する。

《令和9年1月1日以後に居住の用に供した場合》

表19-3-1の左欄の一般断熱改修工事等の種別及び地域区分に応じ、それぞれ同表の右欄の額に、当該工事の施工面積を乗じて得た金額（当該一般断熱改修工事等を行った部分に自己居住用以外の用に供する部分がある場合には、各工事ごとに算出した金額に自己居住の用に供する部分に係る当該工事に要した費用の額の占める割合を乗じて計算するものとする。また、当該一般断熱改修工事等を行った家屋が一棟の家屋でその構造上区分された数個の部分具有独立して住居その他の用途に供することができるものであって、個人が家屋のその各部分を区分所有する場合には、当該金額に、当該一般断熱改修工事等に要した費用のうちその者が負担する費用の割合を乗じて計算した金額）とする。

なお、複数の工事を行う場合は、それぞれに算定した工事ごとの金額の合計額が当該標準的な費用の額となる。

(3) 一般断熱改修工事等及び対象一般断熱改修工事等の標準的な費用の額
平成21年経済産業省・国土交通省告示第4号に基づき、以下のように定められている。

① 一般断熱改修工事等

表19-3-1：一般断熱改修工事等の標準的な費用の額（令和9年1月1日以後に

居住の用に供した場合)

工事の種別及び地域区分	金額 (施工面積 1 m ² につき)
平成 21 年告示に規定する窓の断熱性を高める工事及び同号イに規定する窓の日射遮蔽性を高める工事のうち、ガラスの交換(別表 1 の 1 から 8 地域まで)	30,200 円
平成 21 年告示に規定する窓の断熱性を高める工事のうち、内窓の新設又は交換(別表 1 の 1、2 又は 3 地域)	50,500 円
平成 21 年告示に規定する窓の断熱性を高める工事のうち、内窓の新設(別表 1 の 4、5、6 及び 7 地域)	48,500 円
平成 21 年告示に規定する窓の断熱性を高める工事のうち、サッシ及びガラスの交換(別表 1 の 1、2、3 及び 4 地域)	78,400 円
平成 21 年告示に規定する窓の断熱性を高める工事のうち、サッシ及びガラスの交換(別表 1 の 5、6 及び 7 地域)	87,900 円
平成 21 年告示に規定する天井等の断熱性を高める工事(別表 1 の 1 から 8 地域まで)	12,100 円
平成 21 年告示に規定する壁の断熱性を高める工事(別表 1 の 1 から 8 地域まで)	20,000 円
平成 21 年告示に規定する床等の断熱性を高める工事(別表 1 の 1、2 及び 3 地域)	9,500 円
平成 21 年告示に規定する床等の断熱性を高める工事(別表 1 の 4、5、6 及び 7 地域)	9,100 円

《令和 8 年 12 月 31 日までに居住の用に供した場合》

表 19-3-2 の左欄の一般断熱改修工事等の種別及び地域区分に応じ、それぞれ同表の中欄に定める額に、次の (i) 又は (ii) に掲げる工事の種別に応じ当該 (i) 又は (ii) に定める床面積の合計及び同表の右欄に定める割合を乗じて得た金額(当該一般断熱改修工事等を行った部分に自己居住用以外の用に供する部分がある場合には、各工事ごとに算出した金額に自己居住の用に供する部分に係る当該工事に要した費用の額の占める割合を乗じて計算する

表 19-3-1 の左欄の一般断熱改修工事等の種別及び地域区分に応じ、それぞれ同表の中欄に定める額に、次の (i) 又は (ii) に掲げる工事の種別に応じ当該 (i) 又は (ii) に定める床面積の合計及び同表の右欄に定める割合を乗じて得た金額(当該一般断熱改修工事等を行った部分に自己居住用以外の用に供する部分がある場合には、各工事ごとに算出した金額に自己居住の用に供する部分に係る当該工事に要した費用の額の占める割合を乗じて計算する

ものとする。また、当該一般断熱改修工事等を行った家屋が一棟の家屋でその構造上区分された数個の部分具有独立して住居その他の用途に供することができるものであって、個人が家屋のその各部分を区分所有する場合には、当該金額に、当該一般断熱改修工事等に要した費用のうちその者が負担する費用の割合を乗じて計算した金額)とする。

(i)・(ii) (略)

なお、複数の工事を行う場合は、それぞれに算定した工事ごとの金額の合計額が当該標準的な費用の額となる。

ここで、窓の断熱改修について、右欄に定める割合を乗じることとされているのは、平成21年告示第1項第1号に定める工事は、全ての居室の全ての窓の改修工事が行われることを前提としていないためである。

表 19-3-2：標準的な一般断熱改修工事等費用相当額 (令和8年12月31日までに居住の用に供した場合)

ものとする。また、当該一般断熱改修工事等を行った家屋が一棟の家屋でその構造上区分された数個の部分具有独立して住居その他の用途に供することができるものであって、個人が家屋のその各部分を区分所有する場合には、当該金額に、当該一般断熱改修工事等に要した費用のうちその者が負担する費用の割合を乗じて計算した金額)とする。

(i)・(ii) (略)

なお、複数の工事を行う場合は、それぞれに算定した工事ごとの金額の合計額が当該標準的な費用の額となる。

ここで、窓の断熱改修について、右欄に定める割合を乗じることとされているのは、平成21年告示第1項第1号に定める工事は、全ての居室の全ての窓の改修工事が行われることを前提としていないためである。

表 19-3-1：標準的な一般断熱改修工事等費用相当額

工事の種別及び地域区分	金額	割合	工事の種別及び地域区分	金額	割合
	床面積1㎡につき			床面積1㎡につき	
平成 21 年告示に規定する窓の断熱性を高める工事及び同号イに規定する窓の日射遮蔽性を高める工事のうち、ガラスの交換（別表1の1から8地域まで）	6,300 円	外気に接する窓（既存の窓の室内側に設置する既存の窓と一体となった窓を含む。この欄において同じ。）のうち上欄に掲げる工事を行ったものの面積の合計を、外気に接する全ての窓の面積の合計で除した割合	平成 21 年告示に規定する窓の断熱性を高める工事及び同号イに規定する窓の日射遮蔽性を高める工事のうち、ガラスの交換（別表1の1から8地域まで）	6,300 円	外気に接する窓（既存の窓の室内側に設置する既存の窓と一体となった窓を含む。この欄において同じ。）のうち上欄に掲げる工事を行ったものの面積の合計を、外気に接する全ての窓の面積の合計で除した割合
平成 21 年告示に規定する窓の断熱性を高める工事のうち、内窓の新設又は交換（別表1の1、2又は3地域）	11,300 円		平成 21 年告示に規定する窓の断熱性を高める工事のうち、内窓の新設又は交換（別表1の1、2又は3地域）	11,300 円	
平成 21 年告示に規定する窓の断熱性を高める工事のうち、内窓の新設（別表1の4、5、6及び7地域）	8,100 円		平成 21 年告示に規定する窓の断熱性を高める工事のうち、内窓の新設（別表1の4、5、6及び7地域）	8,100 円	
平成 21 年告示に規定する窓の断熱性を高める工事のうち、サッシ及びガラスの交換（別表1の1、2、3及び4地域）	19,000 円		平成 21 年告示に規定する窓の断熱性を高める工事のうち、サッシ及びガラスの交換（別表1の1、2、3及び4地域）	19,000 円	
平成 21 年告示に規定する窓の断熱性を高める工事のうち、サッシ及びガラスの交換（別表1の5、6及び7地域）	15,000 円		平成 21 年告示に規定する窓の断熱性を高める工事のうち、サッシ及びガラスの交換（別表1の5、6及び7地域）	15,000 円	
平成 21 年告示に規定する天井等の断熱性を高める工事（別表1の1から8地域まで）	2,700 円	1	平成 21 年告示に規定する天井等の断熱性を高める工事（別表1の1から8地域まで）	2,700 円	1
平成 21 年告示に規定する壁の断熱性を高める工事（別表1の1から8地域まで）	19,400 円	1	平成 21 年告示に規定する壁の断熱性を高める工事（別表1の1から8地域まで）	19,400 円	1
平成 21 年告示に規定する床等の断熱性を高める工事（別表1の1、2及び3地域）	5,800 円	1	平成 21 年告示に規定する床等の断熱性を高める工事（別表1の1、2及び3地域）	5,800 円	1
平成 21 年告示に規定する床等の断熱性を高める工事（別表1の4、5、6及び7地域）	4,600 円	1	平成 21 年告示に規定する床等の断熱性を高める工事（別表1の4、5、6及び7地域）	4,600 円	1
② エネルギー使用合理化設備設置工事			② エネルギー使用合理化設備設置工事		

表 19-3-3 の表の左欄に掲げる工事の種類に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額に、エネルギー使用合理化設備設置工事の箇所数（平成 25 年経済産業省・国土交通省告示第 5 号（以下②において単に「設備告示」という。）第 1 項第 1 号に規定する太陽熱利用冷温熱装置については集熱器の面積の合計）を乗じて計算するものとする。また、当該エネルギー使用合理化設備設置工事を行った家屋が一棟の家屋でその構造上区分された数個の部分具有独立して住居その他の用途に供することができるものであって、個人がその家屋の各部分を区分所有する場合には、当該金額に、当該エネルギー使用合理化設備設置工事に要した費用のうちその者が負担する費用の割合を乗じて計算した金額となる。

※ 令和 8 年経済産業省・国土交通省告示第 4 号による改正により、令和 9 年 1 月 1 日以後に居住の用に供した場合は、下表の右欄の金額、令和 8 年 12 月 31 日までに居住の用に供した場合は、改正前の金額（同欄の括弧内の額）により算出する。

表 19-3-3：標準的なエネルギー使用合理化設備設置工事費用相当額

工事の種類	単位あたり金額
設備告示第 1 項第 1 号に規定する太陽熱利用冷温熱装置の設置工事	集熱器 1 m ² につき <u>164,800 円</u> (151,600 円)
設備告示第 1 項第 2 号に規定する太陽熱利用冷温熱装置の設置工事	1 件につき <u>472,400 円</u> (365,400 円)
設備告示第 2 項に規定する潜熱回収型給湯器の設置工事	1 件につき <u>53,400 円</u> (49,700 円)
設備工事第 3 項に規定するヒートポンプ式電気給湯器の設置工事	1 件につき <u>530,800 円</u> (412,200 円)
設備告示第 4 項に規定する燃料電池コージェネレーションシステムの設置工事	1 件につき <u>900,900 円</u> (789,800 円)
設備告示第 5 項に規定するエアコンディショナーの設置工事	1 件につき <u>117,100 円</u> (134,400 円)

③ 太陽光発電設備設置工事

表 19-3-4 の金額（表 19-3-5 に掲げる (i) から (iv) の特殊工事を併せて行う場合には、当該金額に特殊工事の種類毎に定めた金額を加算した金額）

表 19-3-2 の表の左欄に掲げる工事の種類に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額に、エネルギー使用合理化設備設置工事の箇所数（平成 25 年経済産業省・国土交通省告示第 5 号（以下②において単に「設備告示」という。）第 1 項第 1 号に規定する太陽熱利用冷温熱装置については集熱器の面積の合計）を乗じて計算するものとする。また、当該エネルギー使用合理化設備設置工事を行った家屋が一棟の家屋でその構造上区分された数個の部分具有独立して住居その他の用途に供することができるものであって、個人がその家屋の各部分を区分所有する場合には、当該金額に、当該エネルギー使用合理化設備設置工事に要した費用のうちその者が負担する費用の割合を乗じて計算した金額となる。

※ 令和 6 年経済産業省・国土交通省告示第 4 号により、令和 7 年 1 月 1 日以降に居住の用に供した場合における設備告示第 5 項に規定するエアコンディショナーの設置工事に係る単価が改定された。令和 6 年 12 月 31 日までに居住の用に供した場合は括弧内の額、令和 7 年 1 月 1 日以降に居住の用に供した場合は括弧外の額により算出する。

表 19-3-2：標準的なエネルギー使用合理化設備設置工事費用相当額

工事の種類	単位あたり金額
設備告示第 1 項第 1 号に規定する太陽熱利用冷温熱装置の設置工事	集熱器 1 m ² につき <u>151,600 円</u>
設備告示第 1 項第 2 号に規定する太陽熱利用冷温熱装置の設置工事	1 件につき <u>365,400 円</u>
設備告示第 2 項に規定する潜熱回収型給湯器の設置工事	1 件につき <u>49,700 円</u>
設備工事第 3 項に規定するヒートポンプ式電気給湯器の設置工事	1 件につき <u>412,200 円</u>
設備告示第 4 項に規定する燃料電池コージェネレーションシステムの設置工事	1 件につき <u>789,800 円</u>
設備告示第 5 項に規定するエアコンディショナーの設置工事	1 件につき <u>134,400 円</u> (88,600 円)

③ 太陽光発電設備設置工事

表 19-3-3 の金額（表 19-3-4 に掲げる (i) から (iv) の特殊工事を併せて行う場合には、当該金額に特殊工事の種類毎に定めた金額を加算した金額）

に当該太陽光発電設備設置工事で設置する太陽電池モジュールの出力を乗じて計算した金額（表 19-3-4（v）の幹線増強工事を併せて行う場合には、当該金額に 135,800 円（令和 8 年 12 月 31 日までに居住の用に供した場合は、106,800 円）を加算した金額）となる。また、当該太陽光発電設備設置工事を行った家屋が一棟の家屋でその構造上区分された数個の部分を独立して住居その他の用途に供することができるものであって、個人がその家屋の各部分を区分所有する場合には、当該金額に、当該太陽光発電設備設置工事に要した費用のうちその者が負担する費用の割合を乗じて計算した金額となる。

※ 令和 8 年経済産業省・国土交通省告示第 4 号による改正により、令和 9 年 1 月 1 日以後に居住の用に供した場合は、下表の右欄の金額、令和 8 年 12 月 31 日までに居住の用に供した場合は、改正前の金額（同欄の括弧内の額）により算出する。

表 19-3-4：標準的な太陽光発電設備設置工事費用相当額

工事の内容	金額 (kW あたり)
太陽光発電設備の設置	<u>299,500 円</u> (425,500 円)

表 19-3-5：特殊工事の標準的な工事費用相当額

特殊工事の種類	1 単位あたり金額
(i) 安全対策工事	<u>49,300 円/kW</u> (37,600 円/kW)
(ii) 陸屋根防水基礎工事	<u>76,800 円/kW</u> (55,500 円/kW)
(iii) 積雪対策工事	<u>40,400 円/kW</u> (27,800 円/kW)
(iv) 塩害対策工事	<u>30,000 円/kW</u> (9,000 円/kW)
(v) 幹線増強工事	<u>135,800 円/件</u> (106,800 円/件)

に当該太陽光発電設備設置工事で設置する太陽電池モジュールの出力を乗じて計算した金額（表 19-3-4（v）の幹線増強工事を併せて行う場合には、当該金額に 106,800 円を加算した金額）となる。また、当該太陽光発電設備設置工事を行った家屋が一棟の家屋でその構造上区分された数個の部分を独立して住居その他の用途に供することができるものであって、個人がその家屋の各部分を区分所有する場合には、当該金額に、当該太陽光発電設備設置工事に要した費用のうちその者が負担する費用の割合を乗じて計算した金額となる。

表 19-3-3：標準的な太陽光発電設備設置工事費用相当額

工事の内容	金額 (kW あたり)
太陽光発電設備の設置	<u>425,500 円</u>

表 19-3-4：特殊工事の標準的な工事費用相当額

特殊工事の種類	1 単位あたり金額
(i) 安全対策工事	<u>37,600 円/kW</u>
(ii) 陸屋根防水基礎工事	<u>55,500 円/kW</u>
(iii) 積雪対策工事	<u>27,800 円/kW</u>
(iv) 塩害対策工事	<u>9,000 円/kW</u>
(v) 幹線増強工事	<u>106,800 円/件</u>

(4) 多世帯同居改修工事等の標準的な費用の額

平成 28 年国土交通省告示第 586 号に基づき、以下の表の左欄の多世帯同居改修工事等の内容の区分に応じ、それぞれ同表の右欄の額に、当該工事の箇所数を乗じて得た金額（当該工事を行った部分に自己居住用以外の用に供する部分がある場合には、各工事ごとに算出した金額に自己居住の用に供する部分に係る当該工事に要した費用の額の占める割合を乗じて計算した金額）とする。

なお、複数の工事を行う場合は、それぞれに算定した工事ごとの金額の合計額が当該標準的な費用の額となる。

※ 令和 8 年国土交通省告示第 490 号による改正により、令和 9 年 1 月 1 日以後に居住の用に供した場合は、下表の中欄の金額、令和 8 年 12 月 31 日までに居住の用に供した場合は、改正前の金額（同欄の括弧内の額）により算出する。

表 19-4：多世帯同居改修工事等の標準的な工事費用相当額

平成 28 年告示第 1 号に掲げる工事（ミニキッチンを設置するものを除く。）	1,547,400 円 (1,622,000 円)
平成 28 年告示第 1 号に掲げる工事のうち、ミニキッチンを設置するもの	797,600 円 (476,100 円)
平成 28 年告示第 2 号に掲げる工事のうち、浴槽及び給湯設備を設置するもの	1,437,800 円 (1,373,800 円)
平成 28 年告示第 2 号に掲げる工事のうち、浴槽を設置するもの（浴槽及び給湯設備を設置するものを除く。）	1,320,000 円 (855,400 円)
平成 28 年告示第 2 号に掲げる工事のうち、シャワーを設置するもの（浴槽を設置するものを除く。）	495,300 円 (584,100 円)
平成 28 年告示第 3 号に掲げる工事	596,000 円 (526,200 円)
平成 28 年告示第 4 号に掲げる工事のうち、地上階に玄関を増設するもの	810,400 円 (658,700 円)
平成 28 年告示第 4 号に掲げる工事のうち、地上階以外の階に玄関を増設するもの	1,254,100 円

なお、上記の表中「平成 28 年告示第 1 号に掲げる工事（ミニキッチンを設置するものを除く。）」とは、ミニキッチンを有する調理室以外の調理室（すなわち、一般的なシステムキッチンを有する調理室）を設置する工事をいい、「平成 28 年告示第 1 号に掲げる工事のうち、ミニキッチンを設置するもの」とは、ミニキッチンを有する調理室を設置する工事をいう（調理室を増設する工事に該当するか否かの判断基準については、16.（1）を参照）。

(4) 多世帯同居改修工事等の標準的な費用の額

平成 28 年国土交通省告示第 586 号に基づき、以下の表の左欄の多世帯同居改修工事等の内容の区分に応じ、それぞれ同表の右欄の額に、当該工事の箇所数を乗じて得た金額（当該工事を行った部分に自己居住用以外の用に供する部分がある場合には、各工事ごとに算出した金額に自己居住の用に供する部分に係る当該工事に要した費用の額の占める割合を乗じて計算した金額）とする。

なお、複数の工事を行う場合は、それぞれに算定した工事ごとの金額の合計額が当該標準的な費用の額となる。

平成 28 年告示第 1 号に掲げる工事（ミニキッチンを設置するものを除く。）	1,622,000 円
平成 28 年告示第 1 号に掲げる工事のうち、ミニキッチンを設置するもの	476,100 円
平成 28 年告示第 2 号に掲げる工事のうち、浴槽及び給湯設備を設置するもの	1,373,800 円
平成 28 年告示第 2 号に掲げる工事のうち、浴槽を設置するもの（浴槽及び給湯設備を設置するものを除く。）	855,400 円
平成 28 年告示第 2 号に掲げる工事のうち、シャワーを設置するもの（浴槽を設置するものを除く。）	584,100 円
平成 28 年告示第 3 号に掲げる工事	526,200 円
平成 28 年告示第 4 号に掲げる工事のうち、地上階に玄関を増設するもの	658,700 円
平成 28 年告示第 4 号に掲げる工事のうち、地上階以外の階に玄関を増設するもの	1,254,100 円

なお、上記の表中「平成 28 年告示第 1 号に掲げる工事（ミニキッチンを設置するものを除く。）」とは、ミニキッチンを有する調理室以外の調理室（すなわち、一般的なシステムキッチンを有する調理室）を設置する工事をいい、「平成 28 年告示第 1 号に掲げる工事のうち、ミニキッチンを設置するもの」とは、ミニキッチンを有する調理室を設置する工事をいう（調理室を増設する工事に該当するか否かの判断基準については、16.（1）を参照）。

また、上記の表中「平成 28 年告示第 2 号に掲げる工事のうち、浴槽及び給湯設備を設置するもの」とは、給湯設備の設置又は取替を伴う浴槽の設置工事をいい、「平成 28 年告示第 2 号に掲げる工事のうち、浴槽を設置するもの（浴槽及び給湯設備を設置するものを除く。）」とは、給湯設備の設置又は取替を伴わない浴槽の設置工事をいい、「平成 28 年告示第 2 号に掲げる工事のうち、シャワーを設置するもの（浴槽を設置するものを除く。）」とは、浴槽がなくシャワー専用の浴室を設置する工事をいう（浴室を増設する工事に該当するか否かの判断基準については 16.（2）を参照）。

(5) 耐久性向上改修工事等の標準的な費用の額

平成 29 年国土交通省告示第 280 号に基づき、以下の表の左欄の耐久性向上改修工事等の内容の区分に応じ、それぞれ同表の中欄の額に、右欄の数値を乗じて得た金額（当該工事を行った部分に自己居住用以外の用に供する部分がある場合には、各工事ごとに算出した金額に自己居住の用に供する部分に係る当該工事に要した費用の額の占める割合を乗じて計算するものとする。また、当該耐久性向上改修工事等を行った家屋が一棟の家屋でその構造上区分された数個の部分を独立して住居その他の用途に供することができるものであって、個人が家屋のその各部分を区分所有する場合には、当該金額に、当該耐久性向上改修工事等に要した費用のうちその者が負担する費用の割合を乗じて計算した金額）とする。

なお、複数の工事を行う場合は、それぞれに算定した工事ごとの金額の合計額が当該標準的な費用の額となる。

※ 令和 8 年国土交通省告示第 492 号による改正により、令和 9 年 1 月 1 日以後に居住の用に供した場合は、下表の中欄の金額、令和 8 年 12 月 31 日までに居住の用に供した場合は、改正前の金額（同欄の括弧内の額）により算出する。

表 19-5：耐久性向上改修工事等の標準的な工事費用相当額

平成 29 年告示第 2 項第 1 号イに掲げる工事	<u>17,500 円</u> (20,900 円)	当該工事の箇所数
平成 29 年告示第 2 項第 1 号ロに掲げる工事（軒裏に通気孔を有する天井板を取り付けるものを除く。）	7,800 円	当該工事の箇所数
平成 29 年告示第 2 項第 1 号ロに掲げる工事のうち、軒裏に通気孔を有する天井板を	<u>19,500 円</u> (5,900 円)	当該工事の施工面積 (単位㎡)

また、上記の表中「平成 28 年告示第 2 号に掲げる工事のうち、浴槽及び給湯設備を設置するもの」とは、給湯設備の設置又は取替を伴う浴槽の設置工事をいい、「平成 28 年告示第 2 号に掲げる工事のうち、浴槽を設置するもの（浴槽及び給湯設備を設置するものを除く。）」とは、給湯設備の設置又は取替を伴わない浴槽の設置工事をいい、「平成 28 年告示第 2 号に掲げる工事のうち、シャワーを設置するもの（浴槽を設置するものを除く。）」とは、浴槽がなくシャワー専用の浴室を設置する工事をいう（浴室を増設する工事に該当するか否かの判断基準については 16.（2）を参照）。

(5) 耐久性向上改修工事等の標準的な費用の額

平成 29 年国土交通省告示第 280 号に基づき、以下の表の左欄の耐久性向上改修工事等の内容の区分に応じ、それぞれ同表の中欄の額に、右欄の数値を乗じて得た金額（当該工事を行った部分に自己居住用以外の用に供する部分がある場合には、各工事ごとに算出した金額に自己居住の用に供する部分に係る当該工事に要した費用の額の占める割合を乗じて計算するものとする。また、当該耐久性向上改修工事等を行った家屋が一棟の家屋でその構造上区分された数個の部分を独立して住居その他の用途に供することができるものであって、個人が家屋のその各部分を区分所有する場合には、当該金額に、当該耐久性向上改修工事等に要した費用のうちその者が負担する費用の割合を乗じて計算した金額）とする。

なお、複数の工事を行う場合は、それぞれに算定した工事ごとの金額の合計額が当該標準的な費用の額となる。

平成 29 年告示第 2 項第 1 号イに掲げる工事	<u>20,900 円</u>	当該工事の箇所数
平成 29 年告示第 2 項第 1 号ロに掲げる工事（軒裏に通気孔を有する天井板を取り付けるものを除く。）	7,800 円	当該工事の箇所数
平成 29 年告示第 2 項第 1 号ロに掲げる工事のうち、軒裏に通気孔を有する天井板を	<u>5,900 円</u>	当該工事の施工面積 (単位㎡)

取り付けるもの			取り付けるもの		
平成 29 年告示第 2 項第 1 号 ハに掲げる工事	<u>106,600 円</u> (47,400 円)	当該工事の箇所数	平成 29 年告示第 2 項第 1 号 ハに掲げる工事	<u>47,400 円</u>	当該工事の箇所数
平成 29 年告示第 2 項第 2 号 に掲げる工事	<u>19,400 円</u> (18,300 円)	当該工事の箇所数	平成 29 年告示第 2 項第 2 号 に掲げる工事	<u>18,300 円</u>	当該工事の箇所数
平成 29 年告示第 2 項第 3 号 に掲げる工事	<u>12,900 円</u> (14,200 円)	当該工事の施工面積 (単位㎡)	平成 29 年告示第 2 項第 3 号 に掲げる工事	<u>14,200 円</u>	当該工事の施工面積 (単位㎡)
平成 29 年告示第 2 項第 4 号 イに掲げる工事	<u>1,045,900 円</u> (896,900 円)	当該工事の箇所数	平成 29 年告示第 2 項第 4 号 イに掲げる工事	<u>896,900 円</u>	当該工事の箇所数
平成 29 年告示第 2 項第 4 号 ロに掲げる工事(壁にビニル クロスを取り付けるものを 除く。)	<u>16,600 円</u> (12,800 円)	当該工事の施工面積 (単位㎡)	平成 29 年告示第 2 項第 4 号 ロに掲げる工事(壁にビニル クロスを取り付けるものを 除く。)	<u>12,800 円</u>	当該工事の施工面積 (単位㎡)
平成 29 年告示第 2 項第 4 号 ロに掲げる工事のうち、壁に ビニルクロスを取り付ける もの	<u>5,000 円</u> (5,400 円)	当該工事の施工面積 (単位㎡)	平成 29 年告示第 2 項第 4 号 ロに掲げる工事のうち、壁に ビニルクロスを取り付ける もの	<u>5,400 円</u>	当該工事の施工面積 (単位㎡)
平成 29 年告示第 2 項第 4 号 ハに掲げる工事(床に耐水性 を有するフローリングを取り 付けるものを除く。)	<u>13,600 円</u> (6,600 円)	当該工事の施工面積 (単位㎡)	平成 29 年告示第 2 項第 4 号 ハに掲げる工事(床に耐水性 を有するフローリングを取り 付けるものを除く。)	<u>6,600 円</u>	当該工事の施工面積 (単位㎡)
平成 29 年告示第 2 項第 4 号 ハに掲げる工事のうち、床に 耐水性を有するフローリン グを取り付けるもの	<u>13,500 円</u> (12,000 円)	当該工事の施工面積 (単位㎡)	平成 29 年告示第 2 項第 4 号 ハに掲げる工事のうち、床に 耐水性を有するフローリン グを取り付けるもの	<u>12,000 円</u>	当該工事の施工面積 (単位㎡)
平成 29 年告示第 2 項第 5 号 イに掲げる工事	<u>3,000 円</u> (2,100 円)	当該工事の施工面積 (単位㎡)	平成 29 年告示第 2 項第 5 号 イに掲げる工事	<u>2,100 円</u>	当該工事の施工面積 (単位㎡)
平成 29 年告示第 2 項第 5 号 ロに掲げる工事	<u>6,600 円</u> (2,400 円)	当該工事の施工長さ (単位m)	平成 29 年告示第 2 項第 5 号 ロに掲げる工事	<u>2,400 円</u>	当該工事の施工長さ (単位m)
平成 29 年告示第 2 項第 6 号 に掲げる工事	<u>3,200 円</u> (2,100 円)	当該工事の施工面積 (単位㎡)	平成 29 年告示第 2 項第 6 号 に掲げる工事	<u>2,100 円</u>	当該工事の施工面積 (単位㎡)
平成 29 年告示第 2 項第 7 号 イに掲げる工事	<u>11,500 円</u> (12,700 円)	当該工事の施工面積 (単位㎡)	平成 29 年告示第 2 項第 7 号 イに掲げる工事	<u>12,700 円</u>	当該工事の施工面積 (単位㎡)
平成 29 年告示第 2 項第 7 号 ロに掲げる工事	<u>3,900 円</u> (1,300 円)	当該工事の施工面積 (単位㎡)	平成 29 年告示第 2 項第 7 号 ロに掲げる工事	<u>11,300 円</u>	当該工事の施工面積 (単位㎡)
平成 29 年告示第 2 項第 8 号	<u>30,000 円</u>	当該工事の箇所数	平成 29 年告示第 2 項第 8 号	<u>27,800 円</u>	当該工事の箇所数

に掲げる工事	<u>(27,800 円)</u>		に掲げる工事		
平成 29 年告示第 2 項第 9 号に掲げる工事	<u>6,600 円</u> <u>(3,900 円)</u>	当該工事の施工長さ (単位m)	平成 29 年告示第 2 項第 9 号に掲げる工事	<u>3,900 円</u>	当該工事の施工長さ (単位m)
平成 29 年告示第 2 項第 10 号イに掲げる工事	<u>2,600 円</u> <u>(3,100 円)</u>	当該工事の施工面積 (単位㎡)	平成 29 年告示第 2 項第 10 号イに掲げる工事	<u>3,100 円</u>	当該工事の施工面積 (単位㎡)
平成 29 年告示第 2 項第 10 号ロに掲げる工事	<u>22,700 円</u> <u>(12,700 円)</u>	当該工事の施工面積 (単位㎡)	平成 29 年告示第 2 項第 10 号ロに掲げる工事	<u>12,700 円</u>	当該工事の施工面積 (単位㎡)
平成 29 年告示第 2 項第 11 号イに掲げる工事(共用の給水管を取り替えるものを除く。)	<u>17,500 円</u> <u>(9,500 円)</u>	当該工事の施工長さ (単位m)	平成 29 年告示第 2 項第 11 号イに掲げる工事(共用の給水管を取り替えるものを除く。)	<u>9,500 円</u>	当該工事の施工長さ (単位m)
平成 29 年告示第 2 項第 11 号イに掲げる工事のうち、共用の給水管を取り替えるもの	22,600 円	当該工事の施工長さ (単位m)	平成 29 年告示第 2 項第 11 号イに掲げる工事のうち、共用の給水管を取り替えるもの	22,600 円	当該工事の施工長さ (単位m)
平成 29 年告示第 2 項第 11 号ロに掲げる工事(共同住宅等の排水管を取り替えるものを除く。)	<u>18,300 円</u> <u>(9,800 円)</u>	当該工事の施工長さ (単位m)	平成 29 年告示第 2 項第 11 号ロに掲げる工事(共同住宅等の排水管を取り替えるものを除く。)	<u>9,800 円</u>	当該工事の施工長さ (単位m)
平成 29 年告示第 2 項第 11 号ロに掲げる工事のうち、共同住宅等の排水管(専用の排水管を除く。)を取り替えるもの	<u>60,500 円</u> <u>(16,800 円)</u>	当該工事の施工長さ (単位m)	平成 29 年告示第 2 項第 11 号ロに掲げる工事のうち、共同住宅等の排水管(専用の排水管を除く。)を取り替えるもの	<u>16,800 円</u>	当該工事の施工長さ (単位m)
平成 29 年告示第 2 項第 11 号ロに掲げる工事のうち、共同住宅等の専用の排水管(施工前に他住戸等の専用部分に設置されているものを除く。)を取り替えるもの	<u>27,700 円</u> <u>(15,600 円)</u>	当該工事の施工長さ (単位m)	平成 29 年告示第 2 項第 11 号ロに掲げる工事のうち、共同住宅等の専用の排水管(施工前に他住戸等の専用部分に設置されているものを除く。)を取り替えるもの	<u>15,600 円</u>	当該工事の施工長さ (単位m)
平成 29 年告示第 2 項第 11 号ロに掲げる工事のうち、共同住宅等の専用の排水管(施工前に他住戸等の専用部分に設置されているものに限る。)を取り替えるもの	176,000 円	当該工事の施工長さ (単位m)	平成 29 年告示第 2 項第 11 号ロに掲げる工事のうち、共同住宅等の専用の排水管(施工前に他住戸等の専用部分に設置されているものに限る。)を取り替えるもの	176,000 円	当該工事の施工長さ (単位m)
平成 29 年告示第 2 項第 11 号	<u>30,200 円</u>	当該工事の箇所数	平成 29 年告示第 2 項第 11 号	<u>25,000 円</u>	当該工事の箇所数

ハに掲げる工事のうち、開口を床（共用部の床を除く。）に設けるもの	(25,000 円)	
平成 29 年告示第 2 項第 11 号ハに掲げる工事のうち、開口を壁又は天井（共用部の壁又は天井を除く。）に設けるもの	38,800 円 (17,700 円)	当該工事の箇所数
平成 29 年告示第 2 項第 11 号ハに掲げる工事のうち、開口を共用部の床、壁又は天井に設けるもの	132,300 円	当該工事の箇所数

ハに掲げる工事のうち、開口を床（共用部の床を除く。）に設けるもの		
平成 29 年告示第 2 項第 11 号ハに掲げる工事のうち、開口を壁又は天井（共用部の壁又は天井を除く。）に設けるもの	17,700 円	当該工事の箇所数
平成 29 年告示第 2 項第 11 号ハに掲げる工事のうち、開口を共用部の床、壁又は天井に設けるもの	132,300 円	当該工事の箇所数

(6) (略)

(6) (略)

20. ~26. (略)

20. ~26. (略)

27. 増改築等工事証明書の記載事項についての留意点

27. 増改築等工事証明書の記載事項についての留意点

(1) 工事の内容の欄には、
イ〜ル (略)

(1) 工事の内容の欄には、
イ〜ル (略)

ヲ 7. の工事にあつては、子育て対応改修工事の内容等について当該工事が令第 26 条第 38 項第 1 号、第 2 号、第 3 号、第 4 号、第 5 号若しくは第 6 号、令第 26 条の 28 の 5 第 25 項、第 26 項、第 28 項、第 30 項、第 32 項、第 33 項若しくは第 34 項又は令第 42 条の 2 の 2 第 2 項第 1 号、第 2 号、第 3 号、第 4 号、第 5 号、第 6 号若しくは第 7 号に該当すると認められた根拠が明らかになるよう具体的に記載するものとする。

ヲ 7. の工事にあつては、子育て対応改修工事の内容等について当該工事が令第 26 条第 33 項第 1 号、第 2 号、第 3 号、第 4 号、第 5 号若しくは第 6 号、令第 26 条の 28 の 5 第 18 項、第 19 項、第 21 項、第 23 項、第 25 項、第 26 項若しくは第 27 項又は令第 42 条の 2 の 2 第 2 項第 1 号、第 2 号、第 3 号、第 4 号、第 5 号、第 6 号若しくは第 7 号に該当すると認められた根拠が明らかになるよう具体的に記載するものとする。

(2) ~ (4) (略)

(2) ~ (4) (略)

(5) 上記 23. (2) の工事費要件を満たす一般断熱改修工事等を行った場合は、法第 41 条の 19 の 3 第 2 項に規定する工事を行った場合の費用の額に関し、確認した内容について記載する表に記載することとする。なお、増改築等に係る部分のうちに当該工事を行った者の居住の用以外の用に供する部分がある場合には、一般断熱改修工事等の金額は、当該増改築等の費用の額に、増改築等に要した費用の額のうち当該居住の用に供する部分の増改築等に要した費用の額の占める割合を乗じて計算した額となることに留意する。また、法第 41 条の 19 の 3 第 19 項第 1 号に規定する工事を行った場合の費用の額に関し、工事を行った家屋が区分所有建物であるときは、当該改修工事に要した費用のうちにその者が負担する費用の割合を乗じて計算した額となるこ

(5) 上記 23. (2) の工事費要件を満たす一般断熱改修工事等を行った場合は、法第 41 条の 19 の 3 第 2 項に規定する工事を行った場合の費用の額に関し、確認した内容について記載する表に記載することとする。なお、増改築等に係る部分のうちに当該工事を行った者の居住の用以外の用に供する部分がある場合には、一般断熱改修工事等の金額は、当該増改築等の費用の額に、増改築等に要した費用の額のうち当該居住の用に供する部分の増改築等に要した費用の額の占める割合を乗じて計算した額となることに留意する。また、法第 41 条の 19 の 3 第 11 項第 1 号に規定する工事を行った場合の費用の額に関し、工事を行った家屋が区分所有建物であるときは、当該改修工事に要した費用のうちにその者が負担する費用の割合を乗じて計算した額となるこ

とに留意する。 (6)～(9) (略)	とに留意する。 (6)～(9) (略)
28.～30. (略)	28.～30. (略)
別表1 (略)	別表1 (略)
別表2 (略)	別表2 (略)
別表3-1 (略)	別表3-1 (略)
別表3-2 (略)	別表3-2 (略)
別表3-3 (略)	別表3-3 (略)